

資源管理手法検討部会における議論の進め方

1. 審議事項

資源管理手法検討部会では、水産資源ごとに、新漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく、資源管理措置の円滑な実施に関し、調査審議する。

2. 議論の進め方

（１）水産資源ごとに、資源評価結果について、研究機関からの説明を聴取するとともに、科学的な検討に関する質疑を行う。

（２）次に、以下の検討事項について、水産庁から基本的な考え方に関する説明を聴取した後、参考人からヒアリングを行い、これらを踏まえて検討を行う。このほか、必要に応じ、然るべき者からの意見表明についても検討に加えることとする。

- ① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認
- ② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項
- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項
- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向
- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）
- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討
- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項
- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

※ 議論を円滑に進めるため、参考人に対し、事前に、上記事項に関する意見を書面にて提出するよう依頼することができるものとする。

（３）上記（２）での検討を踏まえ、委員・特別委員・参考人で総合討論を行い、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）での議論に向けた論点及び意見の整理を行う。